

検察官の取調べについての全会員アンケート集計結果

2011年2月17日
日本弁護士連合会

1 アンケート名

検察官の取調べについての全会員アンケート

2 調査方法

ファクシミリにより全弁護士に対してアンケート用紙を送付して実施した。

3 調査目的

取調べについて可視化する必要性を示す立法事実となる事例を集積し、法務省「検察の在り方検討会議」に提出することを目的として実施した。

なお、2001年1月1日から現在までの間に行われた取調べに限定して回答を求めた。

4 実施期間

2010年12月中旬～2011年1月末

但し、2011年2月1日以降に回答があったものも集計に含めている。

5 対象

全弁護士

6 対象者数

28,870名(2010年12月15日現在の弁護士数)

7 回答者数

257名(回答件数は271通)

回答者数と回答件数が異なるのは、複数通の回答をした回答者がいるため。

8 集計結果

(1) 「当該検察官が所属する検察庁」の内訳(詳細は別紙のとおり)

東京地検 ...64件

大阪地検 ...21件

横浜地検 ...13件

京都地検 ...13件

千葉地検 ...12件

名古屋地検 ...11件

その他、全国的に分散している。

(2) 検察官から受けた取調べの具体的内容(詳細は別紙のとおり(一部要約))

「検察官から脅迫(不利益の告知)を受けた。」 ...150件

「検察官から利益誘導を受けた。」 ... 66件

「検察官から暴行、身体的圧迫又は動作の強要を受けた。」 ... 66件

「検察官が弁護人との信頼関係に関わる言動に及んだ。」 ... 86件

「長時間又は深夜に及ぶ取調べが行われた。」 ... 28件

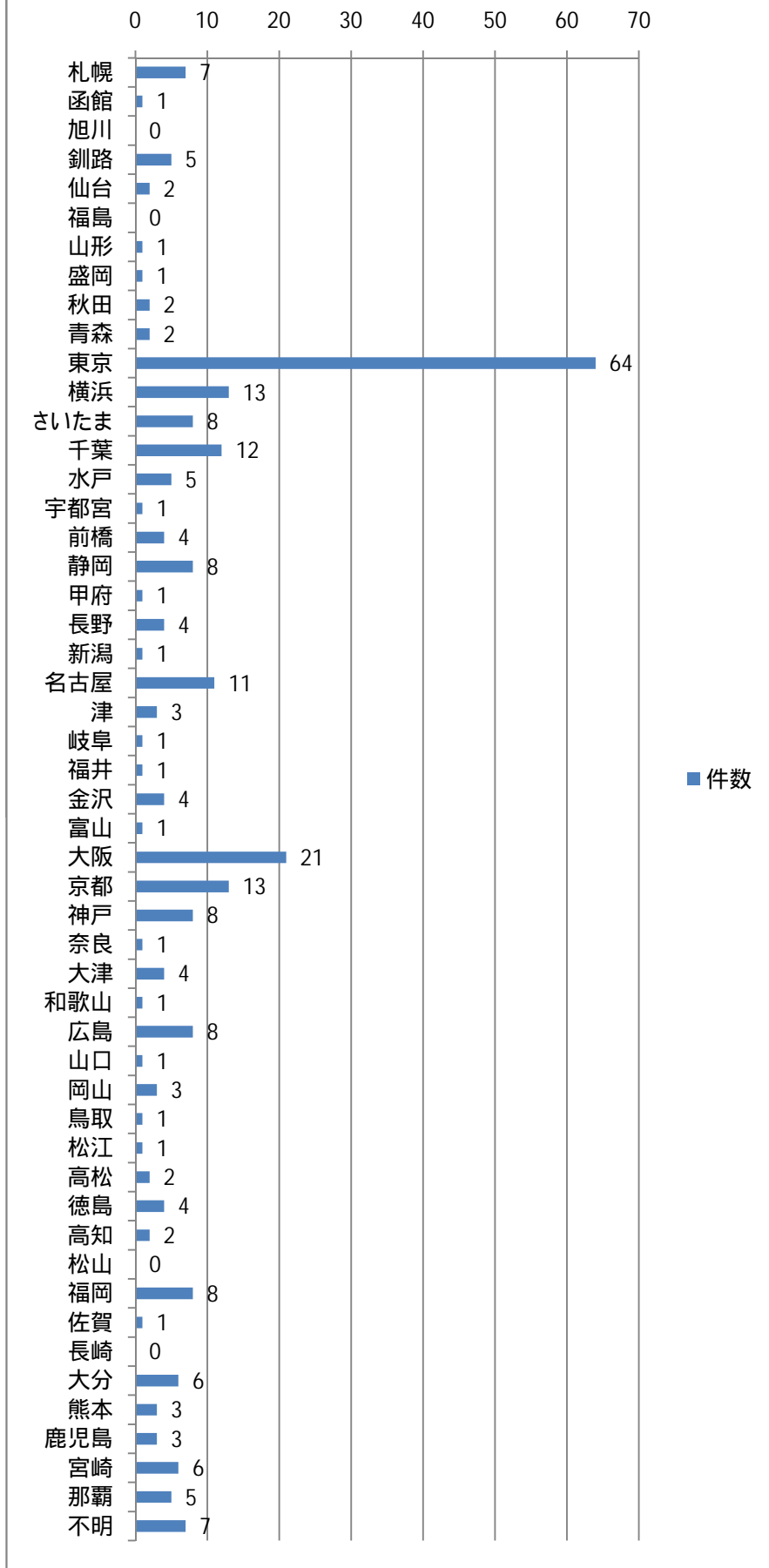
その他 ... 91件

地方検察庁別の件数

| 地検名 | 件数 | 備考(地検支部, 区検) |
|------|----|-----------------------|
| 札幌 | 7 | |
| 函館 | 1 | |
| 旭川 | 0 | |
| 釧路 | 5 | うち北見支部1, 釧路区検1, 網走区検1 |
| 仙台 | 2 | |
| 福島 | 0 | |
| 山形 | 1 | |
| 盛岡 | 1 | うち宮古区検1 |
| 秋田 | 2 | |
| 青森 | 2 | うち八戸支部2 |
| 東京 | 64 | うち立川支部6, 東京区検3, 町田区検1 |
| 横浜 | 13 | うち小田原支部1, 川崎支部1 |
| さいたま | 8 | うち越谷支部1, 熊谷支部1, 川越支部2 |
| 千葉 | 12 | うち八日市場支部1 |
| 水戸 | 5 | うち土浦支部1 |
| 宇都宮 | 1 | |
| 前橋 | 4 | |
| 静岡 | 8 | うち沼津支部3, 浜松支部1, 浜松区検1 |
| 甲府 | 1 | |
| 長野 | 4 | |
| 新潟 | 1 | うち新潟区検1 |
| 名古屋 | 11 | うち一宮支部1 |
| 津 | 3 | うち四日市支部1 |
| 岐阜 | 1 | |
| 福井 | 1 | |
| 金沢 | 4 | うち小松区検1 |
| 富山 | 1 | |
| 大阪 | 21 | うち堺支部2 |
| 京都 | 13 | |
| 神戸 | 8 | うち尼崎支部1, 明石区検1 |
| 奈良 | 1 | うち葛城支部1 |
| 大津 | 4 | |
| 和歌山 | 1 | |
| 広島 | 8 | |
| 山口 | 1 | |
| 岡山 | 3 | うち岡山区検1 |
| 鳥取 | 1 | |
| 松江 | 1 | |
| 高松 | 2 | |
| 徳島 | 4 | |
| 高知 | 2 | |
| 松山 | 0 | |
| 福岡 | 8 | うち久留米支部2 |
| 佐賀 | 1 | |
| 長崎 | 0 | |
| 大分 | 6 | うち中津支部1 |
| 熊本 | 3 | |
| 鹿児島 | 3 | |
| 宮崎 | 6 | うち延岡支部1 |
| 那覇 | 5 | うち沖縄支部1 |
| 不明 | 7 | |

地検支部, 区検との回答も地検に含めた(備考欄参照)。
 地検か区検かが不明な回答(地名のみの回答)は地検とした。
 2地検記載の回答が1件あるため合計は272件となっている。

地方検察庁別の件数



検察官から脅迫(不利益の告知)を受けた具体的内容

【逮捕関係】

| |
|---|
| 「認めないと逮捕する。」(同様3件) |
| 少年である参考人が被疑者への不利な供述を求められ、応じない場合は少年の逮捕もあると示唆された。 |
| 「認めないと弁護人を逮捕する。」 |
| 「認めないなら、 も逮捕する。」 |
| 「正直に言わないと、あなたも不利になる(逮捕される)。」 |
| 「はっきり言わないと逮捕する。」とかなり高圧的に繰り返し言われた。 |
| 「署名しないと何回でも再逮捕する。」 |

【起訴関係】

| |
|--|
| 「認めないと起訴する。」(同様18件) |
| 「認めれば略式で終わるが、認めなければ正式起訴にする。」 |
| 「認めれば略式罰金になる。否認を続ければ、前科がつく。」 |
| 覚醒剤取締法の起訴後勾留の取調べで、別件の傷害致死について、「(取調官の希望通りの供述をしないと、)殺人罪で起訴する。」と言われた。 |
| 「お前がやった。起訴する。」と言われ続けた。 |
| 認めないと50件以上の余罪を起訴する。 |
| 「反省の態度が見られないときや、調書にサインしないときは即起訴。」「言えませんという人は裁判でも信用されない。」 |
| 「起訴されたいんか。他のもつけてもいいんやぞ。」 |
| 「(DVの事件で、退院した妻に対し、)あなたも暴行罪で起訴する。」 |
| 「起訴して有罪にしてやる。」 |
| 「犯罪としては成立している。」 |

【保釈関係】

| |
|--|
| 「否認するなら保釈しない。」(同様7件) |
| 「絶対に保釈はきかさん。検察庁が阻止する。」 |
| 「絶対に保釈させない。」 |
| 「このままいくと保釈もきかない。」「このまま認めないと、保釈もないし接見禁止も続く。」 |
| 「ウソをつくな。いつまでたっても帰れないぞ(保釈されないぞ)。」 |
| 「(6~7月頃の取調べで、)認めないと保釈されない。拘留所の冬は厳しいぞ。」大声で怒鳴る。 |
| 「起訴後も保釈を認めない。」 |
| 「認めないとずっと入っていることになる。」 |
| 「否認していると勾留延長する。」(同様2件) |
| 「(意に沿わない供述のままの場合、)署名押印拒否扱いにして勾留延長する。」 |
| 「(検察官の主張する暴行態様を認めなければ)勾留延長する。」 |
| 「鑑別所にいる期間を延長することもできるんだぞ。」 |
| 「身柄を拘束する。」「このまま家に帰れなくなるよ。」 |
| 「お前が認めないと元上司が保釈されない。」 |
| 「サインしないと再逮で一生終わらせない。」 |
| 保釈関係などの不利益を言われた模様。意に添うように話せば、不起訴とも言われたか。ともあれ、被疑者の言うように調書作成をしてくれなかった。 |
| 「おまえそんなことを言って、えらいことになるぞ。」「主任も怒っている。」「否認したら保釈は絶対に認めない。接見禁止もとらない。」「弁護士以外には誰にも会わせない、裁判が終わるまで保釈は絶対認めない。」「私は特捜部だから特捜部の私が裁判所にそう言ったら、裁判所は絶対に言うことを聞く。だから先生は絶対保釈されない。」「接見禁止もとらないから、先生は仲間の 士さんにも会えないから出て仕事はなくなっている。家族にも会わせない。」「公判になったら取調べの時よりキレタ検事を送り込む。キレタと言っても頭が切れるの意味だから、」「そこでその検事の質問に先生がちょっとでもつかえたら、それでアウトだ。」「どれだけ頑張っても絶対に起訴して、不起訴はない。」「それだったらサインして取引先を回って説明してきた方がいいのではないか。」「書類にそれ(事務所にたくさんあった三文判)で印鑑を押しているだろう、それも文書偽造であげられる、まあ、 士さんがみんなそうしていることは知っているけど。」 |

【長期化関係】

| |
|---|
| 「認めないと長くなる。」(同様5件) |
| 「認めないと裁判も長くなるし別件で行くよ。」 |
| 「認めないと裁判が2年かかる。その間家族にも会えない。執行猶予判決ももらえない。」 |
| 「長引く。」「配偶者は愛想をつかさだろう。」「長く出られないようにする。」 |

【重罰化関係】

| |
|--|
| 「否認していると刑が重くなる。」(同様3件) |
| 「否認していると実刑になる(執行猶予がつかない)。」「(同様3件) |
| 「認めないと被告人(証人の娘)の罪が重くなる。」 |
| 「認めないと反省していないことになり、刑が重くなる。」 |
| 「認めないと懲役15年になる。」 |
| 「懲役10年にしてやる。」 |
| 「このままではあなたは死刑になる。」(同様2件) |
| 「認めないと求刑を重くするぞ。」 |
| 「殺意を認めないと求刑が重くなる。」 |
| 「無期を求刑するかもしれない。」「今後一切調書をとらない。」 |
| 「何年も行くことになるぞ。」 |
| 「認めないと大変なことになる。」 |
| 「認めなければ刑務所送りだ。」 |
| 「認めないと全部失う。」 |
| 「死ぬまで刑務所に入っている。」 |
| 「一生刑務所から出さない。」などと大声で怒号、机叩き。 |
| 「国家権力に対する挑戦だ。調書を作成しなければ、もう一度捜索を行って資料を集める。そこでさらに他の犯罪が見つければ、あなたの罪はさらに重くなる。刑務所へ行くのはあなたであり、弁護人ではない。」 |
| 「(ひき逃げの否認に対し、)そんなこと言っていると、刑務所...」 |
| 「絶対有罪になる。」(同様2件) |
| 「絶対に刑務所に入らせる。」 |
| 「無罪は100%ない。」「懲戒免職にする。」 |
| 「確実に刑務所に行くことになる。」 |
| 「実刑判決になる。」 |

【家族関係】

| |
|---|
| 「認めないと妻を呼んで取り調べる。」 |
| 認めなかったが、病身の妻(癌)の取調べをされ、堪えられなくなり認める。 |
| 「事実を話さない(「認めない」との意味)と妻子を逮捕する。」 |
| 「認めなければ(共犯として逮捕されている)妻も一緒に起訴する。」 |
| 「家族までやるぞ。起訴しないことを分かっている逮捕するなんていくらでもあることだ。いつまでも帰れないようにしてやる。」 |
| 「家族を逮捕する。」 |
| 「家族も迷惑をするぞ。」 |
| 「親族を共犯で逮捕する。」「いくらでも身柄拘束を続けることができる。」 |
| 「認めなければ同居の女性も逮捕する。」 |
| 「認めれば(被告人が大事に思っている人物を)取り調べることはない。」 |
| 「起訴して、妻や父や世話になった人全てを証人尋問する。」 |
| 「(親や元彼女を)裁判の証人として出廷させる。」 |

【黙秘権関係】

| |
|--|
| 黙秘権を行使した被疑者に対し、「後悔することになるぞ。」と脅迫した。 |
| 「黙秘権は自分に不利なときしか使えない。」と脅された。 |
| 「お前のような者に黙秘する権利はない。」 |
| 黙秘している被疑者に対して、「後悔しても知らないからな。」と言いつつ放った。 |
| 「黙秘権なんか許さへん。」 |
| 「黙秘すれば、反省していないとされ、最高の刑になる。」 |

【その他】

| |
|--|
| 脱税事件で、「争えば会社は潰れる。いくらでも争え。」「会社を潰すのは簡単だ。」 |
| 「お前の会社を潰す。」 |
| 「ぶっ殺すぞ」と言われて脅迫された。机を叩く、大声で怒鳴るなど。 |
| 記憶にない事実の供述をせまられ、記憶にないという、「ウソをいうな。」と怒鳴りつけられた。強制わいせつ事件で、「変態だ。」「世の中で、生活できなくさせてやる。」等の言動を受けた。 |
| 「徹底的にやる。」 |
| 「お前は何様だ。」「俺は検事様だ。」「国から命じられた俺が嘘をついていると言うのか。」と、被告人が嘘をついているかの如き中傷を受けた。 |

| |
|--|
| 虐待事件につき夫の加害行為を認める調書を作る。「記憶がないことは暴行するよりもひどい虐待である、刑期が重くなって一生子供に逢えない。」 |
| 「アホ」と連呼された。怒鳴られた。 |
| 「お前らとは住んでいる世界が違う。お前は全て嘘を言っている。」 |
| 「(民事訴訟の当事者尋問の内容について,)偽証罪となる(有り得ない罪名の告知)。」 |
| 「認めないと情状が悪くなる。」「反省していないのか。」「逃げるのか。」 |
| 「裁判は150パーセントやる。刑務所はせいぜい6ヶ月。お前はそこに向かって驀進中だ。」 |
| 「ベトナムに強制送還する。」「親権を父親に移して、お前は二度と子供達に会えないようにしてやる。」 |
| 「認めないと強制捜査もあり得る。」と言う。その後には家宅捜索をする。 |
| 「いい加減にしろ。」 |
| 「あなたのような人は少年院送りにする。」(被疑者は17歳くらいの少女) |
| 「被害者と示談しないと公判請求もやぶさかではない。」「月 日まで示談できるか待つ。」 |
| 「共犯者は認めている。」 |
| 「自分は嘘つきには厳しいよ。何で供述変えたの？今までののは全部嘘なの？」 |
| 「認めないと何度でも来てもらう。認めるまで調書は作らない。」(在宅事件) |
| 「(医に対して,)このままでは仕事ができなくなる。」 |
| 「代議士に贈賄したことを認めた方がよい。そうしないと、別件で国家に対する詐欺をしたとの嫌疑で起訴するかもしれない。」 |
| 「目撃者がいるんだぞ。」「誰が嘘ついているんだ。」「正式裁判になると大阪(地裁)に行くことになるぞ。」と怒鳴った。 |
| 「刑務所に行ってこい。」と怒鳴られた。 |
| 「認めなければ、店の鍵を返さない。」「お前の女関係を全部事件にしてやる。」 |
| 「死ぬ。」 |
| 「そんなことを言って裁判官が納得すると思うか。」と、「起訴するぞ。」という意味を込めて言われた。弁護士が指摘すると「そんなことは言っていない。」と嘘をついた。 |
| 「署名しないと、明日以降もっと厳しい取調べが続く。」 |
| 「このままサイン・押印しないと今後の展開に不利に作用することを理解しておいてください。」 |
| 署名しなければダメなのかという被疑者の問いに対し、「署名しなければいけないんだ。」と言った。 |
| (自分が追起訴をしないから)「いつまでたっても裁判がはじまらないよ。」と言われた。余罪の追起訴待ちの為に公判前整理手続が終了せず長期化し、公判期日も決まらない。公判前整理手続が終了していないことを理由に保釈も却下され、被告人が動揺している状況のもとで。(架空督促取引による詐欺として起訴された事件の余罪取調べにおいて) |
| 「裁判員がお前の言うことなんか信じないから、どうせ通らないぞ。」 |
| 「(共犯者の氏名につき黙秘すると,)犯人隠避で再逮捕する。」 |
| 「お前なんか俺の一存でどうにでもなるんやぞ。」 |
| 威圧的な取調べを受け、「長くなると弁護士に言っというて。」と言われた。その後処分保留釈放ののち再逮捕された。 |
| 脅迫的な言動が多々あり、耳元で大声で怒鳴られた。 |
| 「調書に署名しないと不利になる。長引く。被害者が証人に呼ばれ迷惑をかける。」と脅された。 |
| 「だから、何か重い処罰になりそうだとぐちゃぐちゃごねて、ああたこうだと言うのは余計処罰がまた、反省してないんちゃうか、と処罰が大きくなる。」「だから、またそれを言うなら構わないけど、あなたとしてはどうするの。これをまたひっくり返すのか、よく考えて、どうするのか。それやったら、もう息子をこれからでも呼んでもね。」「徹底的に聞く。」(夜9時を過ぎているのに、福岡にいる息子を名古屋に呼び出すかのような発言) |
| 「強制わいせつにしようが、強姦致傷にしようが、俺が思うようになる。よーく覚えとけ、わかったか。」と大声で怒鳴った。 |
| (脅迫(不利益の告知)は)東京地検、埼玉地検、千葉地検の通常取調べ方法である。 |
| 「余罪(本人はやっていないと言っていた)についても全部やったと言えば、裁判官もいい印象を持ってくれるんだぞ。」 |
| 「弁護人を変える。ヤメ検弁護士を紹介する。」(無罪を争っている事案) |
| 「法廷でぶっ飛ばす。」「愛国心のかけらもない。」 |
| 強盗・強姦・傷害事件の被疑者に対し、否認(強盗・強姦)すると、妻子に傷害を受けた被害者ののはれた顔写真を見せると脅迫(夫や父親の残酷さを妻子に見せると脅し、被疑者の戦意を喪失させる目的) |
| 「捜査に協力しないと他の件の強制捜査もして、どんなことでもできるんだ。」 |
| 「そんなん嘘や。誰がお前らのことを信じる。」「くずや、腐っている。」「誰がお前らのことなんて信じるんや。」「お前らが何て言おうと、強盗致傷で持っていく。」「とことんやったるからな。」「お前としゃべっていても話にならんから帰れ。」「このままいったら重い罪になるぞ。」「鑑別所に送られ、逆送されて、刑事裁判になって、判決が七回目くらいになるぞ。それを望んでいるのか。」「成人式にも出られないぞ。」「自分が覚えがなくても、やったかもしれないって言ったら丸く終わるやん。」 |

| |
|---|
| 警察官調書で認めていて検察官調書で否認したら「嘘つき」と言われた。 |
| 威迫された。「自分のやったことも分からないのか！」「お前らみたいな人間は私にはビビらない。さすがだね。」と怒鳴りつける感じで言われた。 |
| 「(被疑者の弁解に対し,)そういうことばかり言っているから、接見禁止が取れないんだ。」 |
| 「どうせ裁判でひっくり返せる。」 |
| 「被害者を呼ばなければならなくなって面倒だ。」 |
| 「(共犯者の供述と食い違っていることについて,)多数決で決めるんだよ。」 |

検察官から利益誘導を受けた具体的内容

【不起訴関係】

| |
|--|
| 「認めたら不起訴にする。」(同様7件) |
| 「事実を認めれば不起訴にする。」と言われたが、起訴され、「認めたので起訴した。」として同じ検察官が公判に立ち会った。 |
| 「起訴猶予にしてやるから認める。」と言われ、認めてしまった。 |
| 「きちんと話せば起訴猶予になる。」 |
| 「起訴せずに済むかもしれない。」 |
| 「酸いも甘いもあなたの返答次第」「今日のことで起訴しない。」 |
| 「認めれば略式で終わる。」(同様2件) |
| 略式命令受諾につき書面に捺印を迫られ、応じなければ公判請求をちらつかせ、「裁判になるとこんな遠いところまで何回も来なくてはならない。」と言われた。 |
| 「(認めれば)通常裁判にするまでの事件ではない。」 |
| 1時間という時間を示して、「最後のチャンスやるから、よく考える。裁判になったら、色々と不都合な物が証拠になって出てくるから。皆の前で恥をかくぞ。」と言われた。起訴候補の訴因が3つあり、1つを自白したら、あとの2つは目をつむるという趣旨かと思われる。 |

【保釈関係】

| |
|---|
| 「認めたらすぐ出られる(保釈)。」「(同様12件) |
| 急に共犯者である妻の保釈の話を持ち出した。 |
| 「認めればすぐ出られる。会社に戻って経営を続けられる。たった2~3億払えばすむことじゃないか。」 |
| 「早く仕事に戻りたいならサインした方がいい。」「今サインして女の子に謝ったら女の子が示談してくれるかもわからない。」 |
| 「痴漢行為を認めれば、勾留せずに、在宅事件として処理する。」 |
| 「早く外に出たいだろう。」「妻のためにも早く外に出た方がいいだろう。」などと、自白すれば、釈放されるかのような話をされた。 |
| 「認めてサインすれば家に帰してやる。」 |
| 「認めれば正月には帰してやる。2人だけの秘密にしてくれれば俺が執行猶予にしてやる。他人に言ったら約束は守れない。」 |
| 「認めればすぐに終わる。」 |
| 「他の関係者は認めて早く終わっているぞ。」 |
| 「釈放の準備はできているか。」 |
| 逮捕中の被疑者が「勾留する。」と言われた(結局逮捕のみで釈放)。 |

【執行猶予関係】

| |
|---|
| 「認めれば執行猶予がつく。」(同様8件) |
| 「執行猶予になるかはどうかは検察官の調書の書き方次第だ。」 |
| 「ヤメ検弁護士ならば執行猶予、今の弁護士ならば有罪で保釈もない。」 |
| 「どうせ執行猶予だ。」 |
| 弁護士に対し、「認めて執行猶予じゃないですか。」と言ってきた。 |
| 「認めれば悪いようにはしない。執行猶予かはどうかは、検察の書き方一つなんだ。」 |

【その他】

| |
|--|
| 検察事務官が「言うことを聞いていれば悪いようにはならない。」と言ってきたので、その言葉を信じた。 |
| 「悪いようにはしない。」「もし控訴するなら、自分が証人として反省していたと言ってやる。」 |
| 「認めれば、妻は家に帰してやる。」 |
| 「有利な求刑意見をつける。」 |
| 「自白したら刑が軽くなる。」 |
| 「自白したら5年以下かもしれない。」(強姦致傷の事案) |
| 「早期社会復帰を果たすにはどうしたらよいか知っているだろう。自供し反省しろ。」 |
| 「(罪を認めている共犯者について)共犯者の罪は軽くなるだろう。共犯者の弁護士はよく分かっている。」 |
| 「認めれば、本国へ帰してやる。」 |
| 「あなたが共犯者でないことは良くわかった、しかし、あなたが協力してくれなければ(海外滞在中の主犯)を起訴できない、の名前は(取引書類に)どこにも出ていない、は賢いからこのままだとあなたが犯人にされる、だから、あなたは、検察に協力した方がいい。」 |
| (利益誘導は)通常の検事の取調方法でしょう。 |
| 「このままだと、共犯者の言うとおりになる。お前の言い分を書いてやる。その方がよい。」 |

| |
|--|
| 大学受験生である少年に対し、検察官の出身校である 大の受験を指導すると述べて校歌を歌うなどし、かつ、2年半以上を要する院送致相当の意見を付して、事実上受験不可能にした。 |
| 「署名指印した方が裁判官の心証もよくなる。」 |
| 「接見禁止を解く。」(同様2件) |
| 「大した罪ではないから認める。」 |

検察官から暴行、身体的圧迫又は動作の強要を受けた具体的内容

【叩く】

| |
|--|
| 机を叩く。(同様28件) |
| 机を強く叩き、「虫がいた。」などと述べた。 |
| 机を叩いて怒鳴られた。 |
| 検察官が立ったまま、見下ろすようにして机を強く何度も叩く。 |
| 車椅子の病人に対して、机を叩かれたり、ボールペンをつきつけられたりした。 |
| 調書を黙読して内容を確認していたところ、調書を持っていた手を叩かれ、調書が床に散乱した。 |

【蹴る】

| |
|---|
| 椅子を蹴られた。(同様2件) |
| 椅子(誰も座っていないもの)を蹴られた。 |
| 机を蹴られた。(同様2件) |
| ゴミ箱を蹴飛ばした。 |
| 壁を蹴って大声をあげた。壁の時計が揺れた。 |
| 検事が、脚を組んで椅子に深々と腰掛けていた体勢から、上側の脚で机の天板の裏側を蹴り上げ「ドン」という大きな音を立てた。 |

【物を叩きつける・投げる】

| |
|--|
| 書類を机に叩きつける。(同様5件) |
| 「きみとは長い付き合いになりそうだな。」と言われ、手に持っていた書類を机に叩きつけ、大きな音を出した。 |
| 弁護人作成の準抗告申立書を取調室の机の上に叩きつけた。 |
| ボールペンを机に叩きつけた。水筒を机に叩きつけた。 |
| 書類を被疑者の前の机の上に投げた上で、検察官もその机の上に腰掛ける(寄りかかる)などして、被疑者の言い分を否定した。 |
| ペンを投げつけられた。(同様3件) |
| ボールペンを背後の壁に向かって投げられた。 |
| 机上の物を投げつけられた。「俺に被害者から話を聞かせるのか。お前は最低だ。」 |
| 検察官が自ら持っていたハンカチを机の上に叩きつけ、「もうええわ!」と言った。 |
| 定規を投げられた。 |
| 書類やペンを乱暴に目の前に置かれた。 |
| ボールペンを叩きつける真似を何度もされた。 |

【怒鳴る】

| |
|--|
| 大声で怒鳴りつける。(同様9件) |
| 耳元で怒鳴られた。 |
| 大声で「嘘つくなよ。」等、罵倒された。 |
| 暴言を吐かれた。 |
| 「否認している以上、起訴して決着をつけるしかない。」と、声を荒げた。 |
| すこむ(ドスの効いた声で「ほんまか。」等と言ってくる。) |
| 言葉による威圧。 |
| 世間話のはずが、いきなり調書を取られ始め、読み聞かせを大声で強要された。 |
| 検事の目をずっと見ておけと言い、怒鳴る。 |
| 「おかしいだろ!」と怒鳴られた。 |
| 取調室に入るなり、否認の旨伝えると、反省していないと言われ、出て行けと怒鳴られ、一旦階下に戻された。 |
| 人間のクズ扱いされた。 |

【動作の強要】

| |
|--|
| 立つことを強要された。検事が沈黙のまま2時間43分も無言の圧迫を受けた。書類の束を投げつけられそうになった。 |
| 「反省の態度が見えない。」と言われ壁に向かって立たされた。 |
| 姿勢を変えると怒鳴られた。 |
| 「背筋を伸ばせ。」「手は前に置け。」とはじめに怒鳴られた。 |
| 「背筋を伸ばして両手は膝の上。一切動くな。」 |
| イスの背もたれにもたれるのを禁止する。 |
| 壁に向かって立たされた。土下座を強要された。 |

羽交い締めにされた。

【その他】

面前で「否認するか。」と言われ、書面を破られた。
ずっと拘束から解放されない。「全ての母親から敵とみなされる。」(虐待事件)
「悪徳弁護士ではなく、極悪弁護士。」
検察官の思うとおりに発言しないと、「お前は頭冷やせ。」と言って3時間ほど地下で待機させられた。
力いっぱい殴る真似をして「こうじゃないのか。」と何度も供述を訂正させた。被疑者を睨みつけるように見た。
検事が片脚を椅子にのせて被疑者を威迫し、被疑者の言い分をせせら笑った。
この被疑者はかつて犯罪の被害にあったことがあった(刃物で刺されて殺されそうになった)のだが、取調べ中に耳元に口を近づけて「お前、刺されたんだってな。」と言われた。

検察官が弁護人との信頼関係に関わる言動に及んだ具体的内容

【経験関係】

| |
|---|
| 「1年目の弁護士に何ができる。」 |
| 「若い弁護士がぞろぞろ来ているが、そんなことも聞いていないのか。あんな若い弁護士に相談しても仕方ない。」 |
| 「お前の弁護士はまだ1年目～3年目じゃないか。弁護士と心中するつもりか。」 |
| 「お前の弁護士は、弁護士になりたてで力がないから、自分のやったことを認めないと不利になるぞ。」 |
| 「経験がないので考え直した方がよい。」 |
| 「弁護人は経験が浅い、手柄をたてたいだけだ。」 |
| 「若手弁護士で信用ならない。国選弁護人だから頼りにならない。」(警察官から言われた言葉かもしれない。) |
| 「君の弁護人は弁護士になって何年目が知ってるか。少年の君になめられるのが嫌やから言ってないけれど、あの弁護士は一年経ってないぞ。刑事のこと全然分かってない。あんな弁護士がついて君もかわいそうやな。」「あんな人のことをよく信じるね。君は本当にかわいそうだよ。」「弁護士と話すなら、私はもう帰る。私を信じるのか、弁護士を信じるのか。」 |
| 「君の弁護人は1年目だ。あんな弁護人を信用してはひどいめに遭うよ。君はかわいそうだ。」 |
| 「(共同受任していた他会の弁護士(確かに新人だが)について、)あんななど素人がお前の弁護人でかわいそうだ。」 |
| 「あなたに付いている弁護人は、起訴前弁護 回、起訴後弁護 回しかしたことがない刑事経験のない弁護人」「そんな弁護人と一緒に争っても勝てない。」「告訴人にはヤメ検の偉い先生がついているので警察も検察もその意向を無視できない。」(言ったのが警察か検察かは不確定) |

【能力関係】

| |
|--|
| 「弁護士が力量不足。」 |
| 「お前の弁護人は刑事事件なんかできない。」 |
| 「弁護人は刑事弁護が分かっていない。」 |
| 「お前の弁護人は能力不足だから弁護人を変える。」 |
| 「あんな(下手な)書面は見たことがない。あの弁護士と心中するのか。」 |
| 「私と、あなたの弁護人は、以前公判で争って私の方が勝った。その時の被告人は実刑になった。」 |
| 「お前の弁護士はひどい。弁護士に懲戒申立をしたら。」 |
| 「お前の弁護人は評判悪い。」「新聞でもよく読め。」 |
| 「前任者の弁護士は無能。」 |
| 「あの方が弁護人でいいんですか、本当に。」 |
| 「一生懸命なのはわかるけど…」 |
| 「お前の弁護士はほんまに資格あるんか。」 |
| 弁護人のことを「ドアホ弁護人」と言う。「本当にあの弁護士は大丈夫？もう(検察庁では)有名になってるよ。全部あなたに返ってくるよ。」と言う。「出てきたら浦島太郎だ。それでもあの弁護士の言うことをきくのか。」と言う。 |

【黙秘・否認関係】

| |
|--|
| 「黙秘をすすめる弁護士はバカだ。お前は弁護士のモルモットにされている。」 |
| 「黙秘しているのは、弁護人と相談して決めたのか？」と発言。被疑者は「言いたくない。」と回答。 |
| 「(黙秘権行使に関して)あなたの弁護人马鹿じゃないの。」 |
| 「全ての被疑者に黙秘をさせている。」 |
| 警察段階で自白してしまったが、検察段階ではきちんと否認しなさいと弁護士から指示され、そのとおりにした被疑者に対し「そんなこという弁護士はいない。変えた方がいい。」などと警察官が言った。 |
| 署名について弁護人と相談したい旨述べたところ「そんなことを言う弁護士には問題がある」などとして署名させた。 |
| 「どんな馬鹿弁護士がサイン・押印するなど言ってるんだ。」 |
| 弁護人との接見状況を執拗に聴取した上で、「否認を勧めるような弁護士があなたのためになる弁護士かどうかよく考えてみなさい。」と言い、弁護人を解任させた。 |

【他の弁護人の紹介】

| |
|-----------------------------------|
| 「検察官OBを使えば不起訴になる。」 |
| 具体的氏名を挙げてヤメ検の弁護士を紹介された。 |
| ヤメ検弁護士をわざわざ使って、やめさせようという手まで使っている。 |
| 「他の弁護士を紹介する。」(同様2件) |
| 「弁護人を変えた方がいい。」(同様2件) |

国選弁護人として弁護活動を行ったところ、「別の私選弁護人をつけた方がよいのでは。」と言われた。
「お前の弁護士事務所は検察の敵だ。解任したら、こちらで弁護士を用意する。」
否認している被疑者に対し「あなたの弁護人は弁護活動をしていない。普通は被害弁償をするものだ。弁護士を替えたらどうか。」勾留質問で裁判官に弁護士を替えて欲しいと言いなさい。」と述べた。
弁護士の悪口や解任を勧める発言があった。
「検察はピラミッド組織だから上には弱い。たとえ退職しても前に上司であった者の言うことは聞く。それだから、検察出身の偉かった弁護士を使わないと駄目だ。」共犯者Aは3人の弁護士を役割分担させている。「一人を連絡係にして一人をなんとか係にして。」共犯者Aや共犯者Bの弁護士は逮捕後すぐに連絡してきた。「連絡してネゴシエーションしないといけない。そんな事も知らない弁護士は駄目だ。」という社長は検察出身の弁護士に2億円の着手金を支払った。」

【金銭関係】

「私選だったら、何百万も取られるぞ。」
「(相弁護人について) 党の弁護士だぞ。何の役にも立たない。弁護士は金のことしか考えていない。刑事事件のことなど知らない。」
弁護人に金を預けていることに関し、「弁護人は信用できるのか。今おかしな弁護士がいろいろいるからな」と言われた。
「弁護士は自分のことしか考えていない。本当の味方は検察だけ。弁護士は金のことしか考えていない。」
「弁護士に頼む金があるなら、被害者と示談しろ。」

【その他】

「刑務所へ行くのはあなたであって弁護人ではない。」
「弁護人は責任を取ってはくれない。」「不利益を受けるのはあなただ。」
「弁護士はお前のことを考えていない。」
「弁護人はあなたを最後まで守ってくれるわけではない。」
「弁護士はDNAの素人だ、弁護士はお前の刑が何年になると腹は痛まない。」
「弁護士は、自分が刑務所に行くわけではないから適当なことを言っている。信用するな。」
「(署名押印拒否は) 弁護士の趣味だ。お前の味方じゃない。」
「(署名拒否について、) 弁護士が責任とってくれるのか?」「無罪になると思ってるの?」
「弁護士は責任を取ってくれない。」(他の弁護士の名前をあげて) 先生だったら戦いがいがあるけどな。」
「弁護人が一生面倒を見ることはない。」
「組の弁護士でお前の弁護士ではない。」
「弁護士は仕事でやっているだけ。裁判が終わったらあなた達のことなんか知らない(赤の他人だ)。」
「あの弁護士はあなたの味方ではない。」
「弁護士の言うことなんか聞いてみともない。」
「そんなことを言う弁護士は誰だ?」
「弁護士の言うことは信用できない。」
「略式命令を受けた方がよいから弁護士に相談しろ。」
「弁護人の助言どおりやって、うまくいくと思っているのか。」
弁護士の指示に従って答えていると供述したところ、「あっち(弁護士)はあっちで勝手にやっている。我々は我々のやり方でやる。」と言われた。
「認めないとお前の弁護士に迷惑がかかる。」
「反権力の闘う弁護士事務所の弁護人は、被疑者の真の味方でない。」
「弁護人と一緒に沈む。」
「弁護人の意見書を見て、頭にきた。」
「(家裁から逆送後の少年に対して、) 弁護人(の否認するようにというアドバイス)のせいで、送検になった。」
「罰金額を差入れしておかなければ公訴請求する。」
「あいつは 教を弁護した奴だ。」
「沖縄の弁護士だと接見も相談もできないだろ、大変だね。」(東京の事件)
「日本の裁判では、認めていることは調書を作成し、早く進めるように六法全書に書いてある。本当に裁判で不利になるぞ。君についている弁護士は本当に解っているのか。」
「あなたの弁護人は、熱心すぎてかえってあなたに不利益になりうる。」
「(準抗告や取消請求がいずれも棄却され) お前の弁護士は何をやってもダメじゃないか。」
検事に弱腰な弁護士でないと、本人に嫌がらせをする。
検察官に電話していない日に「今日、弁護士さんから電話があった。ちゃんと話すように言ってたぞ。」と嘘をついた。
弁護人の接見時におけるアドバイス内容、弁護人の事件の見方について聞かれた。(秘密交通権の侵害)

再逮捕再勾留しないと弁護人に言ったので保釈請求したのに、保釈決定が認められたとたん再逮捕・再勾留した。
「お前の弁護人は争うのが好きな奴だな。」

長時間又は深夜に及び取調べが行われた具体的内容

【長時間】

| |
|---|
| 分署, 1日10時間以上 |
| 8月13日488分, 8月14日287分, 8月16日359分, 8月17日266分, 8月18日241分, 8月19日253分, 8月20日 起訴 |
| 午前10時16分から午後9時54分までの合計226分, 午後2時40分から午後11時36分までの合計267分等。 |
| 午前10時6分～午後8時12分(10時間) 検察庁取調室(但し, 休憩2回) |
| 午前9時55分～午後8時34分(10時間半) 同上(但し, 休憩3回) |
| 午前9時から午後6時まで |
| 略式命令受諾の書面に捺印を迫ること1時間余に及んだ。 |
| 午後1時頃～午後9時40分頃まで(うち午後6時頃に夜食休憩1時間挟む。)。弁護人が異議を述べなければ, もっと夜までやっていた。 |

【連日】

| |
|---|
| 拘置支所 2月11日から3月10日まで連日(土日も)午後から午後9時頃まで取調べがされた。 |
| 在宅だが, 警察で6日, 検察で7日経ったところで, 出頭を拒否した。 |
| 拘置所。連日長時間の取調べ。 |

【深夜】

| |
|--|
| 午前0時くらいまで |
| 午前1時まで。多くは午前0時まで。 |
| 毎日午後10時頃まで取調べあり |
| 午前1時まで |
| 午後7時頃から午後11時頃まで連日。検察官が拘置所に出向いての取調べ。 |
| 地方検察庁にて。留置場所である 署に戻ったのが午前0時50分だった。 |
| 午後11時過ぎまで検察庁で取調べを受けた。 |
| (逮捕前の任意取調べ時に)午後11時過ぎまで取調べを行い, 帰りたい旨申し出ても怒鳴られ, 帰宅させてもらえなかった。 |
| 長時間, 深夜の取調べは警察官が中心。 |
| 警察署にて, 6日にわたり午後8時まで取調べ, うち1日は午後11時47分まで取調べ。 |
| 午前10時から正午, 午後2時から午後6時頃, 午後8時頃から午後11時くらいまで連日(検察官調べ, 警察官調べを併せると) |

【病気関係】

| |
|---|
| 長時間かつ夜遅くまで血尿発症中に行われた。 |
| 精神病に罹患している被疑者が不眠を訴えているのに, 医師の診察も投薬もしないまま取調べを行った。鑑定留置期間中は投薬がなされ, しかも, 服薬の引継ぎがなされていたのに, 取調べ期間中のみ投薬をしなかった。 |
| 午後1時から午後10時過ぎまで, 地検 支部で。参考人(証人)は透析患者。 |

【その他】

| |
|---------------------------------------|
| 警察署にて |
| 取調べ時間は特別長くないが処分保留釈放ののち再逮捕を2回繰り返されている。 |

その他の具体的内容(順不同)

| |
|---|
| <p>暴言「最低の人間ね。」</p> <p>有罪とする証拠がないのに起訴猶予としたので、免停処分の取消訴訟となった。</p> <p>内容を読ませてあげることなく、署名・押印をするよう強引に迫った。</p> <p>明らかに犯罪の成立は認められない案件ゆえ、県警本部長、地検検事正に証拠となる資料もつけ要請書を送付したが、書類を受けとったとも返事がなかった。結局不起訴処分にしたが、起訴猶予で実質有罪の処理をしたと思われる。</p> <p>他の供述者の供述に沿う調書を作成しようとする検察官の意図が強く窺われた。</p> <p>警察で自白調書を意に反して作成され、検察庁で再度否認をしたら、「警察官調書と違う。」「これだとまた時間がかかるよ。」などと説得され、警察官調書と同内容の調書を作成した。</p> <p>聴覚障害者である被疑者には分からないであろうと思ったか、被疑者を侮辱する発言(バカ等)を浴びせた(唇の動きでわかったとのこと)。</p> <p>郵便法違反で三度も逮捕勾留が繰り返されたが、その間国会議員への贈賄について主として厳しい追及が続けられた。</p> <p>証拠も示さずただ不利益を告げて脅したり、利益誘導する。質の低い東京地検特捜部の取調べであったことに驚いた。</p> <p>訂正申立を無視して署名押印させた。記憶にないと言っているのに、「じゃあ、どうだったんだと思う。」「こうだったんじゃないの。」と誘導して調書を作り上げた。訂正申立に対しては、「私の書き方が悪かったかしら。」と言っただけで、署名押印させた(被疑者は気弱で拒めず)。</p> <p>偽計による自白:「前に否認内容の調書を取っているから、これは(自白内容の調書でも)いいのだ。」(訴訟上問題ないとの趣旨)</p> <p>「変態だ。」などと侮辱的なことを言われた(下着の窃盗。否認)。</p> <p>被疑事実には何の関係もないのに、略式手続で起訴されることに同意する旨の書面に署名することを強要された。</p> <p>余罪を1件ずつ再逮捕を繰り返して起訴するぞと脅された。</p> <p>責任能力を争っている万引事件において、あらかじめ警察官に教えられた万引の順序について、供述調書にとられた。</p> <p>被疑者との示談が成立しても処分には影響しないなどと言っておきながら(弁護人に対して)、実際には被害者に示談の成否を確認していた。被疑者をばかにする態度。</p> <p>法的に重要な差異があるにもかかわらず、「大した違いじゃない」と言って、本人が言っていることと異なる内容の調書に署名させる(故意と過失、未必の故意と確定的故意など)。</p> <p>被疑者に対して差別発言、バカにした強圧的発言を繰り返している。こんな検事に反抗しても仕方がないと強引に思わせている。</p> <p>手持ち証拠を何ら開示することなく、弁護人に対して、自白させることも弁護人の職責と主張。</p> <p>「調書は後からでも訂正できる。」と申し向け、検事作文の調書に署名押印させながら、後日訂正に応じない。</p> <p>プライベートなことを聞かれ「黙秘します。」と言ったら、「プライベートなことなんて関係ねえだろ。」と言われた。</p> <p>「保釈や執行猶予が難しくなる。」</p> <p>被疑者が供述していない事も供述調書に書いた。被疑者がその旨指摘し「書き直してください。」と言ったが、そのままにし、確認した段階で本人が供述し直した形の供述調書になった。検察官にはストーリーがあったものと思われる。尚、直ちに弁護人から抗議した。</p> <p>検察官(副検事)が怒ってきた。</p> <p>人格を否定するような発言をし、「一生犯罪者としてのレッテルを貼られて生きる。」等、問題ある言動で自白を得ようとした。</p> <p>否認をしたところ、被疑者を呼び出しておきながら、「もういい。」などと取調べをしないような態度をとり、被疑者を不安にさせた。</p> <p>「否認するなら別件で再逮捕させる。」</p> <p>供述してもいないことを調書に記載した。雑談的に口にした言葉を綴り合わせ、あたかも一連の供述をしたように調書に記載した。</p> <p>略式手続の同意書を取る際、公訴事実を見せず、罪名のみ伝えた。</p> <p>弁護人の辞任届を検事が作って、サインを迫った(事務官抜きで一対一)。</p> <p>略式起訴の説明を行わず、他の書類に紛れるようにして、本人の同意なく略式に同意する書面にサインさせた。30万円の罰金になったが、過失なく、えん罪と思われる。</p> <p>面会申出中の弁護人を約1時間待たせている間に供述調書をとった。</p> <p>追起訴予定がなかったにもかかわらず、余罪で逮捕・起訴された。</p> <p>被疑者が取調べ中にメモを取ると「それを破り捨てる。」と言われた。</p> |
|---|

| |
|--|
| <p>検察官がむくれて「もう知らない！」と言った。その後数日間本当に何も捜査されなかった(実害はなかった。)</p> |
| <p>弁選を本当に提出したか確認するため、直接被疑者から連絡させるよう求められた(実際は実況見分を強要するものだった。)</p> |
| <p>弁護人が検察官に面談を申し込んだら、「被疑者はこうっているんですよ。」と机を叩きながら言った。「お前は人間のクズだ。」等、侮辱的言動に及んだ。(同様2件)</p> |
| <p>追起訴を遅らせた。</p> |
| <p>「クズ」「死ね」などの人格非難を繰り返された。</p> |
| <p>大声を出す、被疑者の言い分を言わず、自分の言いたいことばかり言って精神的にまいらせる。弁護人が指摘しても「そんなことはしていない。」と否定。</p> |
| <p>横領で告訴された。被疑事実以外の被害弁償を迫られた。</p> |
| <p>「あなたは特異体質だからケガになった。」(業務上過失傷害(自動車))</p> |
| <p>示談する予定だと検事に連絡した直後、検事から「本当に示談するんですか？」と被害者あてに、被害者を責める口調で電話をかけた。そのため、被害者は、被害届を取り下げた上、公判請求された場合には、法廷にて弁護側の証人に立つことにつき、合意した上で示談した。</p> |
| <p>公判中、弁護人を逮捕し、弁護人不在の1ヶ月間に「家族が泣いている。」「嘘をつくな。」等と取調べ、自白を迫った。</p> |
| <p>調書の訂正を申立てても、調書の訂正を行わない。その後、押し問答のようになり、被疑者は訳が分からなくなり、調書に署名・指印してしまった。この件については、抗議文を提出している。</p> |
| <p>当初から予断を持って取調べがなされ、無理に起訴されたという印象がある。冷静に事実確認すれば、不起訴の事案。</p> |
| <p>認めても、裁判に呼ばれたときに、真実を話せばよいと執拗に説得された。実際には否認事件でないため、証人として呼ばれる可能性はないにもかかわらず。</p> |
| <p>血尿発症しているのに手術を起訴後に遅らせて取調べがされた。</p> |
| <p>ポリグラフ検査を受けた目撃者に対し警察が「反応がでたので、お前が見ていないと言うなら、被疑者は無罪となるが、お前は偽証罪で有罪」等と嘘を言ったり、長時間にわたり大声で怒鳴りつける、帰宅要求を無視するといった違法取調べを録音テープで確認しながら、「必要な事情聴取」だと放置し、さらに、再度の事情聴取に応じるよう執拗に要求。</p> |
| <p>「もうこれ以上、調書の訂正はできない。」</p> |
| <p>「殺したことは分かっている。」と言われ、否認しているのに自白調書をとられた。</p> |
| <p>「ちいせえ男だなあ。」</p> |
| <p>被害当時、被害者は、薬を多量に服用して意識朦朧としていたため、被害状況についての記憶がない旨の説明をしたとのことだが、検察官が、被疑者である夫の早期解放を期待する被害者の妻が、真実を隠そうとしているものと疑い、被害状況を明らかにするよう、強く被害者に迫ったとのこと。当職は被疑者弁護人であったが、取調べを受けた被害者から、複数回にわたり、「検事から怒られた。怖い」旨の連絡を受けた。尚、被害者は重度のうつ病でそもそも長時間の厳しい取調べに耐えうる健康状態にあったか疑問あり。</p> |
| <p>本質的でない部分につき、調書の修正に応じる、など。</p> |
| <p>在宅だが、多数回の出頭を求め、毎回不機嫌な態度を示し、被疑者を精神的に威嚇し続けた。結局、「記憶にあった」旨の調書が作られた。</p> |
| <p>弁護人がついたからといって、不起訴にしたわけではないと言明された。弁護人が付いたことに不満のようであった。</p> |
| <p>誘導。能力に問題がある者への取調べ。占離横領で、「拾った時は届けるつもり」と言っていたのに、「取るつもりだったんじゃないの。取る気持ちと届ける気持ちは割合にするとどのくらい」と聞き、「3:7」と答えさせた(本人を混乱させる質問)。</p> |
| <p>殺意を否認していたが、未必の故意は一瞬はあった等、妥協した調書を作成するよう、迫られた。</p> |
| <p>共犯者の自白内容を共謀したとの調書を一方的に作られ、説得されて署名指印をさせられてしまった。</p> |
| <p>何ら証拠がないのに「証拠から明らか、争いようがない。」等と繰り返した。</p> |
| <p>否認している被疑者に対し、「どうせ有罪になる。」「猶予はつかない。実刑になる。」などと言った発言をした挙句、口論のうち被疑者の発言のみを記載した不利益な調書を作成した。</p> |
| <p>参考人調べとして、被疑者の妻を午後5時から午後9時まで取り調べた。任意といえど、非常識な時間帯を検察官が指定して応じさせていた。</p> |
| <p>検察官が被疑者に「自分は裁判官をやっていた。否認する被告人が自白するのを何度も見ている。ウソについているかどうかすぐに分かる。」旨の発言(黙秘権告知もなく、初回取調べ開始直後に)。</p> |

| |
|---|
| <p>調書の末尾に「私の不在の場で書いてもらったものです。」との異例ともいべき一文が入り、被疑者不在の場で30ページ以上の供述調書がすでに作成されており、これを被疑者に認めさせるといった取調べ方法を使った。(在宅事件で)被疑者が自由に取調室から退出することを事実上著しく困難ならしめた。執拗にその場での押印を迫り、「明日に持ち越してできない」と明らかに虚偽の事実を申し向け、押印しない限り帰れないかのように迫り、供述調書への当日中の押印を強要した。被疑者が弁護士への連絡を懇願したところ、検察官は強硬に抵抗したうえ、被疑者が弁護士に説明する内容について「あなたにも目を通してらね、この前の内容と同じで、それと、ちょっと反省の気持ちを書いてもらった」と抽象的に説明するように暗に求めるなどして、被疑者が弁護士に相談する権利を実質的に侵害した。など</p> |
| <p>「DVの相談をしている弁護士に連絡したい。」と言っても、取調室から退出しないように言われ、連絡をとるのを妨害された。</p> |
| <p>昼食をとらずに午後3時頃まで取調べを続けた。</p> |
| <p>示談書に「許す」と書かれていて「宥恕」と書いていないと難癖をつけられた。</p> |
| <p>被疑者に、黙秘、否認、記憶にないことの非供述を勧めると、本人を苦しめる。</p> |
| <p>公訴事実以外の情状に関する事実について、事実と異なる供述調書に指印を押させた。</p> |
| <p>「夢の中で死亡した被害者が出てくるだろうから、そこで事件のことを聞いてくれ。」</p> |
| <p>被疑者の言い分を聞かずに、また客観的証拠との整合性を検討せずに、警察捜査の見立てに従った供述を押しつけてくる。</p> |
| <p>被害者の言い分と違うので間違っていると行って、その言い分を押しつけた。</p> |
| <p>弁護士請求証人を自らも請求することに固執。刑事訴訟規則191条の3を利用して事前に証人に圧力をかけるため。</p> |
| <p>被疑者は、日本語の不自由な外国籍非正規滞在者であり、犯行当時精神病のため心神耗弱(争いなし)であった。拘置所に移された後、鑑定留置中もずっと投薬治療を受けていたが、鑑定留置後、再び取調べのため身柄を警察署に戻されてから数日の間、一切の投薬が中断された。被疑者は取調べ前夜ほとんど眠れず、強い不眠と不安(投薬の中断による副作用の可能性もある)の影響により通訳を介した話もあまり理解できなかったとのことである。取調べは、通訳を同席させて行われたが、検察官は肝心の殺意の部分について、机を挟んだ自分の席から被疑者のすぐ横まで移動し、通訳を介さずに日本語で取調べを行った。被疑者は、未必の殺意について日本語の意味やニュアンスが正確に理解できず、ただ殺すつもりはなかったということを伝えようとしていた。しかし、間近の検察官から何度も繰り返し、日本語で同じような質問を繰り返されたため、上記のような体調も相まって、「死んだらしょうがない。」と発言したとのことであった。発言時、その言葉の意味は理解していなかったが、結果として未必の殺意を認める自白調書が録取された。</p> |
| <p>接見の認められていない年末(御用納め以降)に、弁護人の要請を無視して脅迫的取調べを行った(拘置所に勾留のため、休日接見は土曜しかできなかった。)</p> |
| <p>「認めないと勾留延長する。」</p> |
| <p>前日に肋骨を骨折していたが、医療措置を受けさせることなく検察庁に押送され取調べ。被疑事実の否認をしたからこのような取調べが行われたのかは不明だが、当職からは、公務員が不作為によって肉体的苦痛を与える拷問だと抗議した。</p> |
| <p>「あなたなんて一生歩けなくなればいいのか。あなたなんか死ねばいいのよ。」</p> |
| <p>余罪の被疑者調べ時に起訴済みの被告事件に関する取調べを受けた(黙秘権告知なし)。</p> |
| <p>謝罪から一年以上も経って検察官が被害者に対して弁一証作成経緯を確認してきた。すなわち、弁護士に書面作成を強要されたと言わんばかりの電話聴き取り報告書が作成された。</p> |
| <p>「お前の好きなように作ったから押せよ。」というようなことで、署名・押印を迫られた(結局拒絶したが。)。警察官からも脅迫等を受けて自白していたが、警察・検察の自白調書は任意性がないとして却下になった。検察官調書却下の理由は、警察官の違法な取調べを遮断していないとのこと。</p> |
| <p>一貫して否認していたのに、関与を認める検事調書への署名を求められた。</p> |
| <p>取調べそのものは、被告人が希望している。留置担当者と、訳のわからないことで喧嘩しているので、調べ室への移動は、被告人にとっても望むところである。</p> |
| <p>精神安定剤を服用し、疲れやすく、取調べに対する耐性がない状態で、取調べが続けられた。</p> |
| <p>要通訳事件の殺人未遂被疑事件で通訳人が存在しているのに、未必の故意についてだけ通訳人を介さずに調書を作成した。</p> |
| <p>「お前」呼ばわりされて、性交渉が下手だと侮辱され、恥辱を味わわれた。</p> |
| <p>弁解を受け入れず、検察官が考えた内心状況の記載が押し付けられた。</p> |
| <p>署名押印を拒否した調書を引き裂いて床に投げ捨てた。(同様2件)</p> |
| <p>自動車運転過失致死の事案で、署名を拒否させていたところ、「署名をすることが相手に対して『すまない』という態度を示すことになるのではないか。」と言い、遺族に対して道義的に申し訳ないと思っている被告人に心理的圧迫をかける。</p> |
| <p>再逮捕・再勾留を繰り返し長期に渡って身柄拘束をした。否認し続けるなら保釈が認められないという内容を匂わせた。</p> |